

令和3年10月12日

○施設貸付（体育館等）について

「緊急事態宣言」の適用により、施設貸付（体育館等）を休止しておりましたが、令和3年9月30日に解除されたため再開する運びとなりました。

申込につきましては、令和3年10月12日より受付を開始いたします。

また、施設をご利用の際は、下記の感染拡大防止対策を必ず実施していただきますようお願いいたします。

**【感染拡大防止対策】**

- ・ご利用の際は窓・扉を開放していただき換気対策を実施してください。
- ・競技中以外は常時マスク等の着用をお願いします。
- ・手洗いや消毒の徹底をお願いします。
- ・施設利用後は共有部分（ドアノブ、窓、手すり、スイッチなど）の消毒の徹底をお願いします。
- ・発熱（37.5℃以上）などの風邪症状がある場合は施設の利用はご遠慮ください。
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、味覚障害などの症状がある場合は施設のご利用はご遠慮ください。
- ・3つの条件（密閉、密集、密接）を避けることを徹底してください。
- ・ゴミは各自でお持ち帰りいただくようよろしくお願いします。
- ・もし、体育施設使用後に新型コロナウイルスに感染していたことが発覚した場合には遅滞なく下記連絡先へ連絡してください。

上記対策につきまして、もし実施していただけない場合もしくは実施していないことが発覚した場合は、貸し出しを中止させていただきますことをご了承ください。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の動向によっては急きょ利用を中止する場合があります。